参考資料３－２

京都府地球温暖化対策推進計画別冊

促進区域の設定に関する環境配慮基準

１－１．太陽光発電設備

（１）促進区域に含めることが適切でないと認められる区域※

環境配慮事項	促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	区域等の設定根拠
土地の安定性への影響	・保安林 ・海岸保全区域 ・河川区域	・森林法 ・海岸法 ・河川法
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・国指定鳥獣保護区 ・京都府指定鳥獣保護区 ・生息地等保護区 ・生息地等保全地区	・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 ・京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例
植物の重要な種及び重要な群落への影響	・生息地等保護区 ・生息地等保全地区	・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 ・京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例
地域を特徴付ける生態系への影響	・自然環境保全地域及び歴史的自然環境保全地域	・京都府環境を守り育てる条例

※ 当該区域の根拠法等の関係規定に照らして、施設の設置が困難な区域を定めたもの

１－１．太陽光発電設備

（１）促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

環境配慮事項	促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	区域等の設定根拠
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	・国立公園及び国定公園の特別地域 ・府立自然公園の特別地域 ・保安林（風致保安林） ・近郊緑地特別保全地区 ・近郊緑地保全区域 ・特別緑地保全地区	・自然公園法 ・京都府立自然公園条例 ・森林法 ・近畿圏の保全区域の整備に関する法律 ・近畿圏の保全区域の整備に関する法律 ・都市緑地法
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	・保安林（保健保安林、風致保安林）	・森林法
その他	・生産緑地地区	・生産緑地法

（参考）国基準により除外されている区域

原生自然環境保全地域 自然環境保全地域	自然環境保全法
国立/国定公園の特別保護地区、海域公園地区、第１種特別地域	自然公園法
国指定鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣保護管理法
生息地等保護区の管理地区	種の保存法

1－2．太陽光発電設備

（2）考慮を要する区域・事項等※

環境配慮事項	考慮に当たって収集すべき情報	①「区域設定」に当たっての考え方	②「事業計画認定」に当たっての考え方	情報の収集方法
騒音による生活環境への影響	・配慮対象（住宅、学校、病院、福祉施設等）の分布状況 ・用途地域（都市計画法） ・騒音の現況	・既存文献における発電設備と騒音に係る苦情発生との距離や現況を踏まえ、配慮対象（将来的に立地が想定されるものを含む。）から適切な離隔距離を確保した上で、区域設定すること。	・騒音源となる工事や設備について、その種類や規模等を踏まえて、必要な調査、検討及び措置を行い、生活環境への影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ パワーコンディショナーに囲いを設ける等の防音措置を講じる。 ➢ 施設の適切な維持管理を行い、異常音の発生低減を図る。 ➢ 発電所の供用に伴い、周辺住民の生活環境への影響が明らかとなった場合は、追加の防音措置を講じる。	・環境アセスメントデータベース（以下「EADAS」という。） ・環境省　太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書 ・京都府環境白書
水の濁りによる影響	・取水施設の状況	・下流側に取水施設が存在する地域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる地域の環境の保全のための取組の実施について、その可否を検討すること。	・計画地の下流側に取水施設が存在する場合は、その分布を踏まえて、必要な調査、検討及び措置を行い、水の濁りによる影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 必要な箇所に沈砂池や土砂流出防止柵等を設置する。 ➢ 沈砂池の土壌堆積状況、沈砂池排水口の洗掘状況等を定期的に確認し、適切に維持管理する。 ➢ 降雨後に沈砂池の土壌堆積状況、沈砂池排水口の洗掘状況等を適宜確認する。	・EADAS ・水道水質データベース ・河川管理者が有する情報

※「市町村による促進区域の設定」及び「地域脱炭素化促進事業計画の認定」に当たって、考慮すべき区域や事項、収集すべき情報やその収集方法を定めたもの。

１－２．太陽光発電設備

（２）考慮を要する区域･事項等

環境配慮事項	考慮に当たって収集すべき情報	①「区域設定」に当たっての考え方	②「事業計画認定」に当たっての考え方	情報の収集方法
重要な地形及び地質への影響	・京都府レッドリスト	・学術上高い価値を有する地形・地質が存在する地域やその周辺を極力避けること。 ・当該地域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる地域の環境の保全のための取組の実施について、その可否を検討すること。	・計画地、その周辺又は下流域に学術上高い価値を有する地形・地質が存在する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、当該地形・地質への影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 当該地形・地質の分布状況を把握し、直接的な改変を避ける。 ➢ やむを得ず当該地形・地質の分布地域と重複する部分で工事を実施する場合は、改変範囲を最小化する。 ➢ 必要な箇所に沈砂池や土砂流出防止柵等を設置する。 ➢ 沈砂池の土壌堆積状況、沈砂池排水口の洗掘状況等を定期的に確認し、適切に維持管理する。 ➢ 降雨後に沈砂池の土壌堆積状況、沈砂池排水口の洗掘状況等を適宜確認する。	・京都府ＨＰ

1－2．太陽光発電設備

（2）考慮を要する区域･事項等

環境配慮事項	考慮に当たって収集すべき情報	①「区域設定」に当たっての考え方	②「事業計画認定」に当たっての考え方	情報の収集方法
土地の安定性への影響	・砂防指定地 （砂防法） ・地すべり防止区域 （地すべり等防止法） ・急傾斜地崩壊危険区域 （急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律） ・土砂災害特別警戒区域 （土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）	・砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域やその周辺を極力避けること。 ・当該地域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる地域の環境の保全のための取組の実施について、その可否を検討すること。	・計画地、その周辺又は下流域に急傾斜地の崩壊や土石流等の災害が発生するおそれのある地域が存在する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、土地の安定性への影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 土地の傾斜の状況等を考慮の上で、関係設備の設置範囲等を定める。 ➢ 地盤の特性や過去の土砂災害の発生状況等を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性が高い箇所の改変を避ける。 ➢ 軟弱な地盤には、土壌改良を行う。 ➢ 必要な箇所に沈砂池や土砂流出防止柵等を設置する。 ➢ 沈砂池の土壌堆積状況、沈砂池排水口の洗掘状況等を定期的に確認し、適切に維持管理する。 ➢ 降雨後に沈砂池の土壌堆積状況、沈砂池排水口の洗掘状況等を適宜確認する。	・京都府土木事務所、広域振興局、林務事務所に確認 ・京都府HP

1－2．太陽光発電設備

（2）考慮を要する区域･事項等

環境配慮事項	考慮に当たって収集すべき情報	①「区域設定」に当たっての考え方	②「事業計画認定」に当たっての考え方	情報の収集方法
土地の安定性への影響	・河川保全区域（河川法）	・河川保全区域やその周辺を極力避けること。 ・当該地域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる地域の環境の保全のための取組の実施について、その可否を検討すること。	・計画地、その周辺又は下流域に河川保全区域が存在する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、河岸及び河川管理施設を適切に保全し、もって土地の安定性への影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ その荷重による影響等を考慮の上で、関係設備の設置範囲等を定める。 ➢ 必要な箇所に沈砂池や土砂流出防止柵等を設置する。 ➢ 排水工や緑化工などの土砂等の崩壊等による災害の発生の防止策を講じる。 ➢ 沈砂池の土壌堆積状況、沈砂池排水口の洗掘状況等を定期的に確認し、適切に維持管理する。 ➢ 降雨後に沈砂池の土壌堆積状況、沈砂池排水口の洗掘状況等を適宜確認する。	・京都府土木事務所に確認

1－2．太陽光発電設備

（2）考慮を要する区域･事項等

環境配慮事項	考慮に当たって収集すべき情報	①「区域設定」に当たっての考え方	②「事業計画認定」に当たっての考え方	情報の収集方法
土地の安定性への影響	･盛土･切土	－	･盛土及び切土を行う場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、土地の安定性への影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 法令･条例等で定められる基準等を確実に遵守し、適切な崩壊防止工法を選定する。 ➢ 必要な箇所に沈砂池や土砂流出防止柵等を設置する。 ➢ 沈砂池の土壌堆積状況、沈砂池排水口の洗掘状況等を定期的に確認し、適切に維持管理する。 ➢ 降雨後に沈砂池の土壌堆積状況、沈砂池排水口の洗掘状況等を適宜確認する。 ➢ 排水工や緑化工などの土砂等の崩壊等による災害の発生の防止策を講じる。	－

1－2．太陽光発電設備

（2）考慮を要する区域･事項等

環境配慮事項	考慮に当たって収集すべき情報	①「区域設定」に当たっての考え方	②「事業計画認定」に当たっての考え方	情報の収集方法
反射光による影響	・配慮対象（住宅、学校、病院、福祉施設等）の分布状況 ・用途地域 （都市計画法）	・反射光によって環境保全上の影響を及ぼすおそれのある以下の地域を極力避けること。 ➢ 大きく拓けた土地にあっては、配慮対象（将来的に立地が想定されるものを含む。）の東側又は西側 ➢ 平地にあっては、高層の配慮対象（将来的に立地が想定されるものを含む。）の南側 ➢ 斜面地にあっては、配慮対象（将来的に立地が想定されるものを含む。）の北側 ・当該地域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる地域の環境の保全のための取組の実施について、その可否を検討すること。	・極力避けるべき場所に発電設備を設置する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、反射光による影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 事業地の周囲に植栽を施す。 ➢ 防眩仕様のパネルを採用する。 ➢ 配慮対象（将来的に立地が想定されるものを含む。）との位置関係を踏まえ、アレイの配置及び向きを定める。	・EADAS

1－2．太陽光発電設備

（2）考慮を要する区域･事項等

環境配慮事項	考慮に当たって収集すべき情報	①「区域設定」に当たっての考え方	②「事業計画認定」に当たっての考え方	情報の収集方法
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・国内希少野生動植物種一覧 （絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律） ・指定希少野生生物 （京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例） ・環境省レッドリスト ・京都府レッドリスト	・希少な動物の分布を踏まえて、当該種の生息地やその周辺を極力避けること。 ・当該地域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる地域の環境の保全のための取組の実施について、その可否を検討すること。	・計画地又はその周辺及び下流域に希少な動物が生息する場合は、現地調査によりその分布を踏まえるなど、必要な調査、検討及び措置を行い、当該種及びその生息地に与える影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 当該種の生息状況を把握し、土地の改変面積の低減等の措置を講じる。 ➢ 生息が確認された当該種及び注目すべき生息地に対して、生息状況等を踏まえて発電設備の配置等を定め、又は個体の移動を行う。 ➢ 樹木の抜根、用地の舗装は原則として行わず、草地のまま管理する。	・環境省HP ・京都府HP
植物の重要な種及び重要な群落への影響	・国内希少野生動植物種一覧 （絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律） ・指定希少野生生物 （京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例） ・環境省レッドリスト ・京都府レッドリスト	・希少な植物の分布を踏まえて、当該種の生育地やその周辺を極力避けること。 ・当該地域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる地域の環境の保全のための取組の実施について、その可否を検討すること。	・計画地又はその周辺及び下流域に希少な植物が生育する場合は、現地調査によりその分布を踏まえるなど、必要な調査、検討及び措置を行い、当該種及びその生育場所に与える影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 当該種の生育状況を把握し、土地の改変面積の低減等の措置を講じる。 ➢ 生育が確認された当該種及び注目すべき生育地に対して、生育状況等を踏まえて発電設備の配置等を定め、又は個体の移動を行う。 ➢ 樹木の抜根、用地の舗装は原則として行わず、草地のまま管理する。	・環境省HP ・京都府HP

1－2．太陽光発電設備

（2）考慮を要する区域･事項等

環境配慮事項	考慮に当たって収集すべき情報	①「区域設定」に当たっての考え方	②「事業計画認定」に当たっての考え方	情報の収集方法
植物の重要な種及び重要な群落への影響	･植生自然度が高い地域 ･特定植物群落 ･巨樹･巨木林	･植生自然度が高い地域、特定植物群落又は巨樹･巨木林及びその周辺を極力避けること。 ･当該地域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる地域の環境の保全のための取組の実施について、その可否を検討すること。	･計画地又はその周辺及び下流域に植生自然度が高い地域、特定植物群落又は巨樹･巨木林が存在する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、それらに与える影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 特定植物群落の生育状況を把握し、土地の改変面積の低減等の措置を講じる。 ➢ 樹木の抜根、用地の舗装は原則として行わず、草地のまま管理する。 ➢ 土地の改変等による、植生自然度が高い地域等への濁水等の流入が生じないよう工法を選定する。	･EADAS
地域を特徴付ける生態系への影響	･重要里地里山 ･重要湿地	･重要里地里山や重要湿地やその周辺を極力避けること。 ･当該地域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる地域の環境の保全のための取組の実施について、その可否を検討すること。	･計画地又はその周辺及び下流域に重要里地里山や重要湿地が存在する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、それらに与える影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 土地の改変等による、重要里地里山や重要湿地への濁水等の流入が生じないよう工法を選定する。 ➢ 樹木の抜根、用地の舗装は原則として行わず、草地のまま管理する。	･EADAS

1－2．太陽光発電設備

（2）考慮を要する区域･事項等

環境配慮事項	考慮に当たって収集すべき情報	①「区域設定」に当たっての考え方	②「事業計画認定」に当たっての考え方	情報の収集方法
地域を特徴付ける生態系への影響	・地域森林計画対象民有林 （森林法）	・地域森林計画対象民有林における機能の高い森林を極力避けること。 ・当該地域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる地域の環境の保全のための取組の実施について、その可否を検討すること。	・計画地又はその周辺に地域森林計画対象民有林が存在する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、森林の保続培養及び森林生産力の増進を図るとともに、森林の持つ多面的機能が損なわれないように留意し、もって生態系への影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 既存の造成地及び管理用道路を有効利用することにより、土地改変量及び樹木伐採範囲を最小化する。 ➢ 土地の改変等による、下流へ濁水等の流入が生じない工法を選定する。 ➢ 周辺地域の森林施業に著しい支障を及ぼさないようにする。	・広域振興局、京都林務事務所、森の保全推進課に確認

1－2．太陽光発電設備

（2）考慮を要する区域･事項等

環境配慮事項	考慮に当たって収集すべき情報	①「区域設定」に当たっての考え方	②「事業計画認定」に当たっての考え方	情報の収集方法
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	･風致地区 （都市計画法） ･景観計画区域 （景観法） ･京都府景観資産登録地区 （京都府景観条例） ･国立公園及び国定公園の普通地域 （自然公園法） ･府立自然公園の普通地域 （京都府立自然公園条例） ･長距離自然歩道その他自然歩道 ･重要文化的景観 （文化財保護法） ･京都府選定文化的景観 （京都府文化財保護条例）	･主要な眺望点（そのアクセス道を含む。）及び景観資源が存在する地域やその周辺を極力避けること。 ･当該地域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる地域の環境の保全のための取組の実施について、その可否を検討すること。	･計画地やその周辺に主要な眺望点（そのアクセス道を含む。）、景観資源及び眺望景観が存在する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、それらへの影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 眺望点や景観資源の土地改変を行わない。 ➢ 眺望点から撮影した写真に発電設備設置予想図を合成し、眺望景観への影響を予測し発電設備の形状や色調等を選定する。 ➢ 敷地外縁部に植樹を行う。 ➢ 京都府景観資産登録地区、重要文化的景観及び京都府選定文化的景観に係る区域に発電設備を設置しない。	･京都府HP ･環境省HP ･文化庁HP ･EADAS

1－2．太陽光発電設備

（2）考慮を要する区域･事項等

環境配慮事項	考慮に当たって収集すべき情報	①「区域設定」に当たっての考え方	②「事業計画認定」に当たっての考え方	情報の収集方法
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	・長距離自然歩道その他自然歩道	・長距離自然歩道その他自然歩道が存在する地域やその周辺を極力避けること。 ・当該地域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる地域の環境の保全のための取組の実施について、その可否を検討すること。	・計画地やその周辺に長距離自然歩道その他自然歩道が存在する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、それらへの影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 当該自然歩道の範囲を把握し、直接的な改変を避ける。 ➢ 発電設備の色調を周囲の環境になじみやすいものにする。 ➢ 敷地外縁部に植樹を行う。	・環境省HP ・京都府HP
その他	・周知の埋蔵文化財包蔵地 （文化財保護法）	・周知の埋蔵文化財包蔵地が存在する地域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる地域の環境の保全のための取組の実施について、その可否を検討すること。	・計画地やその周辺に周知の埋蔵文化財包蔵地が存在する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、文化財への影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 周知の埋蔵文化財包蔵地の土地の改変は行わない。 ➢ 関係自治体との協議を踏まえ、造成計画を定める。 ➢ 周知の埋蔵文化財包蔵地で土地改変を行う場合には、適切な記録保存措置（発掘調査等）を実施する。	・京都府HP

1－2．太陽光発電設備

（2）考慮を要する区域･事項等

環境配慮事項	考慮に当たって収集すべき情報	①「区域設定」に当たっての考え方	②「事業計画認定」に当たっての考え方	情報の収集方法
その他	・史跡、名勝及び天然記念物（文化財保護法、京都府文化財保護条例） ・伝統的建造物群保存地区（文化財保護法） ・文化財環境保全地区（京都府文化財保護条例）	・史跡、名勝、天然記念物、伝統的建造物群保存地区及び文化財環境保全地区が存在する地域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる地域の環境の保全のための取組の実施について、その可否を検討すること。	・計画地やその周辺に史跡、名勝、天然記念物、伝統的建造物群保存地区及び文化財環境保全地区が存在する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、それらへの影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 史跡、名勝、天然記念物、伝統的建造物群保存地区及び文化財環境保全地区の直接的な改変を避ける。 ➢ 史跡、名勝、天然記念物、伝統的建造物群保存地区及び文化財環境保全地区の周辺に発電設備を設置しない。 ➢ 天然記念物の生息が確認された地域には発電設備を設置しない。	・京都府HP
その他	・津波災害警戒区域（津波防災地域づくりに関する法律） ・洪水浸水想定区域（水防法） ・土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律） ・災害危険区域（建築基準法）	・津波、洪水又は土砂災害等による被害を受けるおそれがある地域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる地域の環境の保全のための取組の実施について、その可否を検討すること。	・計画地やその周辺に津波、洪水又は土砂災害等による被害のおそれのある地域が存在する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、適切な防災対策を講じ、もって環境影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 想定される浸水深に応じて、電気設備に対し、かさ上げの対策等の集中豪雨等による被害防止対策や土砂流出対策を講じる。 ➢ 避難施設等に発電設備を設置する場合は、避難の場所や経路の確保など、避難の対象となる住民に適切な配慮を行う。	・京都府HP

1－2．太陽光発電設備

（2）考慮を要する区域･事項等

環境配慮事項	考慮に当たって収集すべき情報	①「区域設定」に当たっての考え方	②「事業計画認定」に当たっての考え方	情報の収集方法
その他	・要措置区域及び形質変更時要届出区域（土壌汚染対策法）	・要措置区域及び形質変更時要届出区域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる地域の環境の保全のための取組の実施について、その可否を検討すること。	・計画地に要措置区域又は形質変更時要届出区域が存在する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、生活環境への影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 要措置区域内においては、原則として土地の形質の変更を行わない。 ➢ 基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等の防止のための措置を講ずる。	・京都府HP
その他	・建設発生土	―	・工事の実施に伴う建設発生土について、必要な調査、検討及び措置を行い、環境影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 建設発生土の発生量及び場外搬出量を抑制する。 ➢ 土壌環境基準不適合の建設発生土が発生した場合は、当該発生土は、適切に保管・運搬・処理・処分等を行う。 ➢ 事業の実施中はもとより事業終了後も仮置地及び受入地において土砂災害が発生することのないよう措置を講じる。	-

1－2．太陽光発電設備

（2）考慮を要する区域・事項等

環境配慮事項	考慮に当たって収集すべき情報	①「区域設定」に当たっての考え方	②「事業計画認定」に当たっての考え方	情報の収集方法
その他	・廃棄物	―	・発電施設の工事の実施、供用中及び事業終了後に発生する廃棄物について、必要な調査、検討及び措置を行い、環境影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 工事の実施に伴う廃棄物の発生量を抑制する。 ➢ 発電設備の耐用年数や更新時期に応じて、適切に交換・廃棄する。 ➢ 事業終了後に老朽機器等を適切に廃棄処分する。	－
その他	・優良農地	・優良農地の存在する地域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる地域の環境の保全のための取組の実施について、その可否を検討すること。	・計画地やその周辺に優良農地が存在する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、適切な農地管理を図り、もって環境影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 一団としての農地利用に支障がない場所に設置する。 ➢ 周辺の農作物への影響を回避又は極力低減すること。	・京都府経営支援・担い手育成課、広域振興局に確認

1－2．太陽光発電設備

（2）考慮を要する区域･事項等

環境配慮事項	考慮に当たって収集すべき情報	①「区域設定」に当たっての考え方	②「事業計画認定」に当たっての考え方	情報の収集方法
その他	・都市計画区域（都市計画法）	・都市計画区域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる地域の環境の保全のための取組の実施について、その可否を検討すること。	・計画地やその周辺に都市計画区域が存在する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、良好な市街地の形成に悪影響を及ぼさないようにし、もって環境影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 発電設備の資機材の落下、飛散等による建築物等への危険を生じないように十分な離隔距離を確保する。 ➢ 良好な住居の環境の形成や商業施設の集積、工業生産活動の増進に悪影響を及ぼすことのないよう、発電施設の位置や規模を定める。	・京都府HP

２－１．風力発電設備

（１）促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

環境配慮事項	促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	区域等の設定根拠
土地の安定性への影響	・保安林 ・海岸保全区域 ・河川区域	・森林法 ・海岸法 ・河川法
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・国指定鳥獣保護区 ・京都府指定鳥獣保護区 ・生息地等保護区 ・生息地等保全地区	・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 ・京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例
植物の重要な種及び重要な群落への影響	・生息地等保護区 ・生息地等保全地区	・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 ・京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例
地域を特徴付ける生態系への影響	・自然環境保全地域及び歴史的自然環境保全地域	・京都府環境を守り育てる条例

２－１．風力発電設備

（１）促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

環境配慮事項	促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	区域等の設定根拠
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	・国立公園及び国定公園の特別地域 ・府立自然公園の特別地域 ・保安林（風致保安林） ・風致地区 ・近郊緑地特別保全地区 ・近郊緑地保全区域 ・特別緑地保全地区	・自然公園法 ・京都府立自然公園条例 ・森林法 ・都市計画法 ・近畿圏の保全区域の整備に関する法律 ・近畿圏の保全区域の整備に関する法律 ・都市緑地法
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	・保安林（保健保安林、風致保安林）	・森林法
その他	・生産緑地地区	・生産緑地法

（参考）国基準により除外されている区域

原生自然環境保全地域 自然環境保全地域	自然環境保全法
国立/国定公園の特別保護地区、海域公園地区、第１種特別地域	**自然公園法**
国指定鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣保護管理法
生息地等保護区の管理地区	**種の保存法**

2－2．風力発電設備

（2）考慮を要する区域･事項等

環境配慮事項	考慮に当たって収集すべき情報	①「区域設定」に当たっての考え方	②「事業計画認定」に当たっての考え方	情報の収集方法
騒音による生活環境への影響	・配慮対象（住宅、学校、病院、福祉施設等）の分布状況 ・用途地域（都市計画法） ・騒音の現況	・既存文献における発電設備と騒音に係る苦情発生との距離や現況を踏まえ、配慮対象（将来的に立地が想定されるものを含む。）から適切な離隔距離を確保した上で、区域設定すること。	・騒音源となる工事や設備について、その種類や規模等を踏まえて、必要な調査、検討及び措置を行い、生活環境への影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 配慮施設等の距離に留意して、風力発電機の配置や機種を選定する。 ➢ 施設の適切な維持管理を行い、異常音の発生低減を図る。 ➢ 発電所の供用に伴い、周辺住民の生活環境への影響が明らかとなった場合は、追加の防音措置を講じる。	・EADAS ・環境省　風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書 ・風力発電施設から発生する騒音等への対応について ・風力発電施設から発生する騒音に関する指針 ・京都府環境白書
水の濁りによる影響	・取水施設の状況	・下流側に取水施設が存在する地域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる地域の環境の保全のための取組の実施について、その可否を検討すること。	・計画地の下流側に取水施設が存在する場合は、その分布を踏まえて、必要な調査、検討及び措置を行い、水の濁りによる影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 必要な箇所に沈砂池や土砂流出防止柵等を設置する。 ➢ 沈砂池の土壌堆積状況、沈砂池排水口の洗掘状況等を定期的に確認し、適切に維持管理する。 ➢ 降雨後に沈砂池の土壌堆積状況、沈砂池排水口の洗掘状況等を適宜確認する。	・EADAS ・水道水質データベース ・河川管理者が有する情報

2－2．風力発電設備

（2）考慮を要する区域･事項等

環境配慮事項	考慮に当たって収集すべき情報	①「区域設定」に当たっての考え方	②「事業計画認定」に当たっての考え方	情報の収集方法
重要な地形及び地質への影響	・京都府レッドリスト	・学術上高い価値を有する地形・地質が存在する地域やその周辺を極力避けること。 ・当該地域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる地域の環境の保全のための取組の実施について、その可否を検討すること。	・計画地、その周辺又は下流域に学術上高い価値を有する地形・地質が存在する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、当該地形・地質への影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 当該地形・地質の分布状況を把握し、直接的な改変を避ける。 ➢ やむを得ず当該地形・地質の分布地域と重複する部分で工事を実施する場合は、改変範囲を最小化する。 ➢ 必要な箇所に沈砂池や土砂流出防止柵等を設置する。 ➢ 沈砂池の土壌堆積状況、沈砂池排水口の洗掘状況等を定期的に確認し、適切に維持管理する。 ➢ 降雨後に沈砂池の土壌堆積状況、沈砂池排水口の洗掘状況等を適宜確認する。	・京都府HP

2－2．風力発電設備

（2）考慮を要する区域･事項等

環境配慮事項	考慮に当たって収集すべき情報	①「区域設定」に当たっての考え方	②「事業計画認定」に当たっての考え方	情報の収集方法
土地の安定性への影響	･砂防指定地 （砂防法） ･地すべり防止区域 （地すべり等防止法） ･急傾斜地崩壊危険区域 （急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律） ･土砂災害特別警戒区域 （土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）	･砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域やその周辺を極力避けること。 ･当該地域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる地域の環境の保全のための取組の実施について、その可否を検討すること。	･計画地やその周辺又は下流域に急傾斜地の崩壊や土石流等の災害が発生するおそれのある地域が存在する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、土地の安定性への影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 土地の傾斜の状況等を考慮の上で、関係設備の設置範囲等を定める。 ➢ 地盤の特性や過去の土砂災害の発生状況等を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性が高い箇所の改変を避ける。 ➢ 軟弱な地盤には、土壌改良を行う。 ➢ 必要な箇所に沈砂池や土砂流出防止柵等を設置する。 ➢ 沈砂池の土壌堆積状況、沈砂池排水口の洗掘状況等を定期的に確認し、適切に維持管理する。 ➢ 降雨後に沈砂池の土壌堆積状況、沈砂池排水口の洗掘状況等を適宜確認する。	･京都府土木事務所、広域振興局、林務事務所に確認 ･京都府HP

2－2．風力発電設備

（2）考慮を要する区域･事項等

環境配慮事項	考慮に当たって収集すべき情報	①「区域設定」に当たっての考え方	②「事業計画認定」に当たっての考え方	情報の収集方法
土地の安定性への影響	・河川保全区域 （河川法）	・河川保全区域やその周辺を極力避けること。 ・当該地域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる地域の環境の保全のための取組の実施について、その可否を検討すること。	・計画地、その周辺又は下流域に河川保全区域が存在する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、河岸及び河川管理施設を適切に保全し、もって土地の安定性への影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ その荷重による影響等を考慮の上で、関係設備の設置範囲等を定める。 ➢ 必要な箇所に沈砂池や土砂流出防止柵等を設置する。 ➢ 排水工や緑化工などの土砂等の崩壊等による災害の発生の防止策を講じる。 ➢ 沈砂池の土壌堆積状況、沈砂池排水口の洗掘状況等を定期的に確認し、適切に維持管理する。 ➢ 降雨後に沈砂池の土壌堆積状況、沈砂池排水口の洗掘状況等を適宜確認する。	・京都府土木事務所に確認

2－2．風力発電設備

（2）考慮を要する区域･事項等

環境配慮事項	考慮に当たって収集すべき情報	①「区域設定」に当たっての考え方	②「事業計画認定」に当たっての考え方	情報の収集方法
土地の安定性への影響	･盛土･切土	－	･盛土及び切土を行う場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、土地の安定性への影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 法令･条例等で定められる基準等を確実に遵守し、適切な崩壊防止工法を選定する。 ➢ 必要な箇所に沈砂池や土砂流出防止柵等を設置する。 ➢ 沈砂池の土壌堆積状況、沈砂池排水口の洗掘状況等を定期的に確認し、適切に維持管理する。 ➢ 降雨後に沈砂池の土壌堆積状況、沈砂池排水口の洗掘状況等を適宜確認する。 ➢ 排水工や緑化工などの土砂等の崩壊等による災害の発生の防止策を講じる。	－
風車の影による影響	･配慮対象（住宅、学校、病院、福祉施設等）の分布状況 ･用途地域 （都市計画法）	－	･風車の影について、必要な調査、検討及び措置を行い、環境保全上の影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 発電設備の規模･高さと冬至の日影長さや影響が発生する方角や時間を考慮の上、適切な離隔距離を確保できるよう、風車の配置や機種を定める。 ➢ 発電所の供用に伴い、周辺住民の生活環境への影響が明らかとなった場合は、運転制限等の追加の環境保全措置を講じる。	･EADAS

2－2．風力発電設備

（2）考慮を要する区域･事項等

環境配慮事項	考慮に当たって収集すべき情報	①「区域設定」に当たっての考え方	②「事業計画認定」に当たっての考え方	情報の収集方法
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・国内希少野生動植物種一覧 （絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律） ・指定希少野生生物 （京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例） ・環境省レッドリスト ・京都府レッドリスト	・希少な動物の分布を踏まえて、当該種の生息地やその周辺を極力避けること。 ・当該地域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる地域の環境の保全のための取組の実施について、その可否を検討すること。	・計画地又はその周辺及び下流域に希少な動物が生息する場合は、現地調査によりその分布を踏まえるなど、必要な調査、検討及び措置を行い、当該種及びその生息地に与える影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 当該種の生息状況を把握し、土地の改変面積の低減等の措置を講じる。 ➢ 生息が確認された当該種及び注目すべき生息地に対して、生息状況等を踏まえて発電設備の配置等を定める。 ➢ カットイン風速以下の風速時にフェザリングを行うことで、バットストライク及びバードストライクを低減する。 ➢ 事後調査により、予想を上回るバットストライク及びバードストライクの発生が明らかになった場合は、運転制限等の追加の環境保全措置を講じる。	・環境省HP ・京都府HP

2－2．風力発電設備

（2）考慮を要する区域･事項等

環境配慮事項	考慮に当たって収集すべき情報	①「区域設定」に当たっての考え方	②「事業計画認定」に当たっての考え方	情報の収集方法
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・風力発電に係るセンシティビティマップ	・渡り鳥の移動ルート又は希少猛禽類の生息域が存在する地域であり、当該区域を促進区域に設定する場合は、事業計画の認定時に留意すること。	・計画地又はその周辺及び下流域に渡り鳥の移動ルート又は希少猛禽類の生息域が存在する場合は、現地調査によりその分布を踏まえるなど、必要な調査、検討及び措置を行い、それらに与える影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 猛禽類や渡り鳥の移動ルート等を把握し、風車の機種や配置を定める。 ➢ カットイン風速以下の風速時にフェザリングを行うことで、バードストライクを低減する。 ➢ 事後調査により、予想を上回るバードストライクの発生が明らかになった場合は、運転制限等の追加の環境保全措置を講じる。	・EADAS

2－2．風力発電設備

（2）考慮を要する区域･事項等

環境配慮事項	考慮に当たって収集すべき情報	①「区域設定」に当たっての考え方	②「事業計画認定」に当たっての考え方	情報の収集方法
植物の重要な種及び重要な群落への影響	･国内希少野生動植物種一覧 （絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律） ･指定希少野生生物 （京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例） ･環境省レッドリスト ･京都府レッドリスト	･希少な植物の分布を踏まえて、当該種の生育地やその周辺を極力避けること。 ･当該地域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる地域の環境の保全のための取組の実施について、その可否を検討すること。	･計画地又はその周辺及び下流域に希少な植物が生育する場合は、現地調査によりその分布を踏まえるなど、必要な調査、検討及び措置を行い、当該種及びその生育場所に与える影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 当該種の生育状況を把握し、土地の改変面積の低減等の措置を講じる。 ➢ 生育が確認された当該種及び注目すべき生育地に対して、生育状況等を踏まえて発電設備の配置等を定め、又は個体の移動を行う。	･環境省HP ･京都府HP
植物の重要な種及び重要な群落への影響	･植生自然度が高い地域 ･特定植物群落 ･巨樹、巨木林	･植生自然度が高い地域、特定植物群落又は巨樹･巨木林及びその周辺を極力避けること。 ･当該地域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる地域の環境の保全のための取組の実施について、その可否を検討すること。	･計画地又はその周辺及び下流域に植生自然度が高い地域、特定植物群落又は巨樹･巨木林が存在する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、それらに与える影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 特定植物群落の生育状況を把握し、土地の改変面積の低減等の措置を講じる。 ➢ 土地の改変等による、植生自然度が高い地域等への濁水等の流入が生じないよう工法を選定する。	･EADAS

2－2．風力発電設備

（2）考慮を要する区域･事項等

環境配慮事項	考慮に当たって収集すべき情報	①「区域設定」に当たっての考え方	②「事業計画認定」に当たっての考え方	情報の収集方法
地域を特徴付ける生態系への影響	・重要里地里山 ・重要湿地	・重要里地里山や重要湿地やその周辺を極力避けること。 ・当該地域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる地域の環境の保全のための取組の実施について、その可否を検討すること。	・計画地又はその周辺及び下流域に重要里地里山や重要湿地が存在する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、それらに与える影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 土地の改変等によって、重要里地里山や重要湿地に濁水等の流入が生じないように計画や工法を検討する。	・EADAS
地域を特徴付ける生態系への影響	・地域森林計画対象民有林（森林法）	・地域森林計画対象民有林における機能の高い森林を極力避けること。 ・当該地域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる地域の環境の保全のための取組の実施について、その可否を検討すること。	・計画地又はその周辺に地域森林計画対象民有林が存在する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、森林の保続培養及び森林生産力の増進を図るとともに、森林の持つ多面的機能が損なわれないように留意し、もって生態系への影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 既存の造成地及び管理用道路を有効利用することにより、土地改変量及び樹木伐採範囲を最小化する。 ➢ 土地の改変等による、下流へ濁水等の流入が生じない工法を選定する。 ➢ 周辺地域の森林施業に著しい支障を及ぼさないようにする。	・広域振興局、京都林務事務所、森の保全推進課に確認

2－2．風力発電設備

（2）考慮を要する区域･事項等

環境配慮事項	考慮に当たって収集すべき情報	①「区域設定」に当たっての考え方	②「事業計画認定」に当たっての考え方	情報の収集方法
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	・景観計画区域 （景観法） ・京都府景観資産登録地区 （京都府景観条例） ・国立公園及び国定公園の普通地域 （自然公園法） ・府立自然公園の普通地域 （京都府立自然公園条例） ・長距離自然歩道その他自然歩道 ・重要文化的景観 （文化財保護法） ・京都府選定文化的景観 （京都府文化財保護条例）	・主要な眺望点（そのアクセス道を含む。）及び景観資源が存在する地域やその周辺を極力避けること。 ・当該地域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる地域の環境の保全のための取組の実施について、その可否を検討すること。	・計画地やその周辺に主要な眺望点（そのアクセス道を含む。）、景観資源及び眺望景観が存在する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、それらへの影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 眺望点や景観資源の土地改変を行わない。 ➢ 眺望点から撮影した写真に発電設備設置予想図を合成し、眺望景観への影響を予測し発電設備の形状や色調等を選定する。 ➢ 敷地外縁部に植樹を行う。 ➢ 京都府景観資産登録地区、重要文化的景観及び京都府選定文化的景観に係る区域に発電設備を設置しない。	・京都府HP ・環境省HP ・文化庁HP ・EADAS

2－2．風力発電設備

（2）考慮を要する区域･事項等

環境配慮事項	考慮に当たって収集すべき情報	①「区域設定」に当たっての考え方	②「事業計画認定」に当たっての考え方	情報の収集方法
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	・長距離自然歩道その他自然歩道	・長距離自然歩道その他自然歩道が存在する地域やその周辺を極力避けること。 ・当該地域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる地域の環境の保全のための取組の実施について、その可否を検討すること。	・計画地やその周辺に長距離自然歩道その他自然歩道が存在する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、それらへの影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 当該自然歩道の範囲を把握し、直接的な改変を避ける。 ➢ 発電設備の色調を周囲の環境になじみやすいものにする。 ➢ 敷地外縁部に植樹を行う。	・環境省HP ・京都府HP
その他	・周知の埋蔵文化財包蔵地 （文化財保護法）	・周知の埋蔵文化財包蔵地が存在する地域であり、当該地域を促進区域に設定する場合は、事業計画の認定時に留意すること。	・計画地やその周辺に周知の埋蔵文化財包蔵地が存在する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、文化財への影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 周知の埋蔵文化財包蔵地の土地の改変は行わない。 ➢ 関係自治体との協議を踏まえ、造成計画を定める。 ➢ 周知の埋蔵文化財包蔵地で土地改変を行う場合には、適切な記録保存措置（発掘調査等）を実施する。	・京都府HP

2－2．風力発電設備

（2）考慮を要する区域･事項等

環境配慮事項	考慮に当たって収集すべき情報	①「区域設定」に当たっての考え方	②「事業計画認定」に当たっての考え方	情報の収集方法
その他	・史跡、名勝及び天然記念物（文化財保護法、京都府文化財保護条例） ・伝統的建造物群保存地区（文化財保護法） ・文化財環境保全地区（京都府文化財保護条例）	・史跡、名勝、天然記念物、伝統的建造物群保存地区及び文化財環境保全地区が存在する地域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる地域の環境の保全のための取組の実施について、その可否を検討すること。	・計画地やその周辺に史跡、名勝、天然記念物、伝統的建造物群保存地区及び文化財環境保全地区が存在する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、それらへの影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 史跡、名勝、天然記念物、伝統的建造物群保存地区及び文化財環境保全地区の直接的な改変を避ける。 ➢ 史跡、名勝、天然記念物、伝統的建造物群保存地区及び文化財環境保全地区の周辺に発電設備を設置しない。 ➢ 天然記念物の生息が確認された地域には発電設備を設置しない。	・京都府HP
その他	・津波災害警戒区域（津波防災地域づくりに関する法律） ・洪水浸水想定区域（水防法） ・土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律） ・災害危険区域（建築基準法）	・津波、洪水又は土砂災害等による被害を受けるおそれがある地域であり、当該区域を促進区域に設定する場合は、事業計画の認定時に留意すること。	・計画地やその周辺に津波、洪水又は土砂災害等による被害のおそれのある地域が存在する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、適切な防災対策を講じ、もって環境影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 想定される浸水深に応じて、電気設備に対し、かさ上げの対策等の集中豪雨等による被害防止対策や土砂流出対策を講じる。 ➢ 避難施設等に発電設備を設置する場合は、避難の場所や経路の確保など、避難の対象となる住民に適切な配慮を行う。	・京都府HP

2－2．風力発電設備

（2）考慮を要する区域･事項等

環境配慮事項	考慮に当たって収集すべき情報	①「区域設定」に当たっての考え方	②「事業計画認定」に当たっての考え方	情報の収集方法
その他	・要措置区域及び形質変更時要届出区域 （土壌汚染対策法）	・要措置区域及び形質変更時要届出区域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる地域の環境の保全のための取組の実施について、その可否を検討すること。	・計画地に要措置区域又は形質変更時要届出区域が存在する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、生活環境への影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 要措置区域内においては、原則として土地の形質の変更を行わない。 ➢ 基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等の防止のための措置を講ずる。	・京都府HP
その他	・建設発生土	―	・工事の実施に伴う建設発生土について、必要な調査、検討及び措置を行い、環境影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 建設発生土の発生量及び場外搬出量を抑制する。 ➢ 土壌環境基準不適合の建設発生土が発生した場合は、当該発生土は、適切に保管・運搬・処理・処分等を行う。 ➢ 事業の実施中はもとより事業終了後も仮置地及び受入地において土砂災害が発生することのないよう措置を講じる。	―

2－2．風力発電設備

（2）考慮を要する区域･事項等

環境配慮事項	考慮に当たって収集すべき情報	①「区域設定」に当たっての考え方	②「事業計画認定」に当たっての考え方	情報の収集方法
その他	・廃棄物	―	・発電施設の工事の実施、供用中及び事業終了後に発生する廃棄物について、必要な調査、検討及び措置を行い、環境影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 工事の実施に伴う廃棄物の発生量を抑制する。 ➢ 発電設備の耐用年数や更新時期に応じて、適切に交換･廃棄する。 ➢ 事業終了後に老朽機器等を適切に廃棄処分する。	―
その他	・優良農地	・優良農地の存在する地域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる地域の環境の保全のための取組の実施について、その可否を検討すること。	・計画地やその周辺に優良農地が存在する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、適切な農地管理を図り、もって環境影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 一団としての農地利用に支障がない場所に設置する。 ➢ 周辺の農作物への影響を回避又は極力低減すること。	・京都府経営支援・担い手育成課、広域振興局に確認

2－2．風力発電設備

（2）考慮を要する区域･事項等

環境配慮事項	考慮に当たって収集すべき情報	①「区域設定」に当たっての考え方	②「事業計画認定」に当たっての考え方	情報の収集方法
その他	・都市計画区域 （都市計画法）	・都市計画区域を極力避けること。 ・当該区域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる地域の環境の保全のための取組の実施について、その可否を検討すること。	・計画地やその周辺に都市計画区域が存在する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、良好な市街地の形成に悪影響を及ぼさないようにし、もって環境影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 発電設備の資機材の落下、飛散等による建築物等への危険を生じないように十分な離隔距離を確保する。 ➢ 良好な住居の環境の形成や商業施設の集積、工業生産活動の増進に悪影響を及ぼすことのないよう、発電施設の位置や規模を定める。	・京都府HP

３．その他、全般的な事項

●<u>全般的な事項</u>

- ✓計画認定に当たっての考え方については、発電施設の設置工事や供用時はもとより、発電施設の設置に必要な搬入道路等の設置や発電事業終了時の対応も含めた、発電事業の検討から終了までにおける一連の行為を対象とすること
- ✓設定しようとする促進区域や認定しようとする地域脱炭素化促進事業計画の事業地の周辺に他の市町村の区域が存在する場合は、その区域を所管する市町村と十分に協議を行い、環境保全上の支障がないことを確認した上で、促進区域の設定や計画の認定を行うよう努めること
- ✓近年の水災害の頻発に加え、今後、気候変動の影響により更に激甚化するとの予測等もあるため、促進区域の設定又は計画の認定に当たっては、必要に応じ、その時点における最新の自然的社会的条件を踏まえること